

2007(平成19)年6月26日  
放送と人権等権利に関する委員会決定第32号

## 権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会[BRC]  
委員長 竹田 稔

申立人 北海道在住 セラピスト  
被申立人 株式会社テレビ朝日

### ・申立てに至る経緯

苦情の対象となった放送番組

テレビ朝日 バラエティー番組『銭形金太郎』

放送時間

2007年2月7日 午後8時～8時54分  
(テレビ朝日系列で全国放送)

被申立人であるテレビ朝日は、2月7日放送のバラエティー番組「銭形金太郎」で、申立人であるルーマニア人女性のセラピストが、北海道の自然の中で家族と楽しく暮らしているという生活ぶりを放送した。

この放送に対し、申立人は「新聞のラジオ・テレビ欄(以下「ラ・テ欄」という)に『バツイチ子連れ美女の……』等の表現で家庭の事情を公表され、名誉・プライバシーの侵害を受け、また、放送された内容は、当初の企画意図の説明の趣旨と違っており、放送倫理に違反する」と放送局に苦情を訴えた。

これに対し被申立人は「前夫との離婚について番組で紹介することは、事前に了承を得ている。放送の企画説明と放送内容は違っておらず一貫している」と反論した。

話し合いは数回にわたって行われたが決着がつかず、2月23日申立人から本委員会に申立書が提出された。

## ．申立人の申立ての要旨

### 1．本件申立てに係る事案の内容について

本件番組は、「外国人女性の北海道での自給自足に近い生活」を放送することがメインテーマということなので、出演を了解した。

しかし、ラ・テ欄で「バツイチ子連れ美女の5人家族 家賃2万幸せ節約生活 息子の本音に義父感涙」と表記された。離婚・再婚については、できるだけ紹介して欲しくないことはスタッフにも伝えてあった。

にもかかわらず、番組では、離婚・再婚の事情が強調して紹介され、ラ・テ欄でも「バツイチ」と表記された。

### 2．名誉・プライバシーの侵害の主張について

事前の打ち合わせやロケの際に、現夫とは再婚であることの紹介は了承したが、前夫との離婚について紹介することの了承はしていない。しかし、離婚したことが「バツイチ」というラ・テ欄表記で強調されるなど、番組では、できるだけ公表して欲しくなかった家庭の事情が紹介され、名誉・プライバシーを侵害された。

### 3．放送倫理違反の主張について

「バツイチ」というラ・テ欄での表記は、離婚した女性を強調した品のない、女性を軽んじた不快な表現であり、放送倫理にも違反する。

本件番組の打ち合わせの段階では、「外国人女性の北海道での自給自足に近い生活」を放送するのが企画意図との説明があった。自然の中での暮らし方をメインテーマにし、家族の露出はできるだけ少なくしていただくことを条件に出演を了承した。しかし、放送内容は、出演の条件にも反した「家族愛」をテーマにしたものになっていた。

スタジオ収録時に視聴したVTRにあった、雪の積もった畑でのてん菜採りのシーンや子どもたちのソリ遊びのシーンなど、自然の中での暮らしを表現した部分がカットされていた。

また、二人の子どもが両親に内緒で手紙を書くシーンがあるが、手紙の内容が同じだったので「どうして同じこと書いたの?」と聞いたところ、二人はスタッフに「こう書いて」と言われたので書いたと言っていた。

さらに、子どもが両親に手紙を渡すシーンで「涙で言葉が詰まってしまう」というテロップとナレーションが放送されたが、放送後子どもは「僕は泣いていないのに!」「テレビ局の人たちはどうしてこんな嘘をつくの?」と言っている。その撮影時刻も午前9時と放送されたが、実際には午前7時過ぎのことだ。いずれも過剰な

演出だ。

こうした内容の放送は、放送倫理に違反する。

## ・被申立人の答弁の要旨

### 1．本件申立てに係る事案の内容について

本件番組は、ビンボー生活を明るく楽しく過ごしている人々をタレントが訪問し、生活の工夫やライフスタイルを紹介しながら応援するとともに、スタジオに招いてレギュラー出演者とトークを繰り広げるバラエティー番組である。申立人には出演依頼時に従前の番組を見てもらいその企画意図を了解してもらっている。本件放送の狙いは、北海道で自然の中でビンボー暮らしをしている外国人女性とその家族の生活ぶりである。

ラ・テ欄の「バツイチ」という表記は、一般名詞化しており（広辞苑：一度離婚経験があることを冗談めかして言う語）他の放送局でも使っていて、差別的意味合いはないと認識しているが、申立人から抗議を受けたので、放送予定のVTRからすべて削除し、放送終了時には放送した内容については申立人から「問題ない」との言葉を得ている。

### 2．名誉・プライバシーの侵害の主張について

番組の事前打合せやロケの際に、前夫との離婚について紹介することは了承をもらっていた。離婚のいきさつについては、番組中で明らかにしないことを確約しており一切触れていない。ロケ時に、申立人はカメラに向かって現夫との交際のきっかけに前夫との間の子どもが関与したことを話している。また、再婚相手もインタビューに答えている。

番組内容と企画意図は十分に説明し、「出演同意書」にも署名してもらっており、名誉・プライバシーを侵害したとは考えていない。

### 3．放送倫理違反の主張について

ラ・テ欄での「バツイチ」という表記に差別的な意味合いはないと認識しているが、放送当日の朝、申立人から抗議を受けたので、その心情に配慮し、放送前に、放送予定のVTRから「バツイチ」の表現をすべて削除し、申立人が不快感を持ったことにお詫びをしている。

本件番組の企画意図が「自然の中で生活する5人家族」にあることは、企画段階から申立人に説明しており、そのテーマに変更はない。当然のことながら「家族を少なく露出」との条件については話し合ったこともない。

それが条件なら、本件放送の企画はそもそも成り立たないし、ロケ時やスタジオ収録時にも申立人から異議はなかった。スタジオ収録時でのVTRにあった二つのシーンのカットは、時間的な都合からカットしたにすぎない。

また、子どもたちが両親に内緒で手紙を書くシーンは、子どもたちが何を書いたらいいのか迷っていたようなので、「お父さん・お母さんへの感謝の気持ちを書いたら……」とスタッフがアドバイスをしたが、内容は子どもたちが自ら考えたものである。子どもたちが手紙を読むシーンの時刻を間違えて伝えたことは認めるが、「涙で言葉が詰まってしまう」とのテロップは、現場でスタッフが客観的に見て、感じたままを表現したものであり、過剰な演出ではない。収録時と番組終了時に「放送内容に問題はない」との言葉もいただいている。

## ．委員会の判断

本委員会は、申立人から提出された申立書、それに対する被申立人からの「苦情連絡票に対する意見書」と題する書面および答弁書、答弁書に対する申立人の反論書、それに対する被申立人の再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該放送の録画を視聴し、また、申立人および被申立人の双方から意見を聴取した。

申立人は、新聞のラ・テ欄の表記、企画内容と放送内容の相違、過剰な演出による名誉・プライバシーの侵害と放送倫理違反を主張し、謝罪および訂正ないし名誉回復を図れる番組への出演を求めている。

本委員会は、当事者双方の主張をふまえ、慎重に審議した結果、以下のとおり判断する。

### 1．本件申立てに係る事案の内容について

本件番組は、質素な生活を明るく楽しく過ごしている人々をタレントが訪問し、生活の工夫やライフスタイルを紹介しながら応援するとともに、スタジオに招いてレギュラー出演者らとトークを繰り広げるバラエティー番組であり、本件申立てに係る放送は、2007年2月7日に放送されたもので、北海道の自然のなかで生活を送っている外国人女性である申立人とその家族をタレントが訪問し、応援するという内容のものであった。

本件において、申立人は、「バツイチ子連れ美女の5人家族 家賃2万幸せ節約生活 息子の本音に義父感涙」と新聞のラ・テ欄に表記され、「バツイチ」と呼ばれたことによる名誉・プライバシーの侵害と放送倫理違反を主張している。

これに対し、被申立人は、「バツイチ」の表現は、すでに一般名詞化しており、他の放送局においても、放送や新聞のラ・テ欄で使用しており、差別的意味合いはな

いと認識し、本件放送の企画打ち合わせの段階からわかりやすい言葉として使ってきたが、放送当日の朝、新聞のラ・テ欄の表記を見た申立人の抗議を受けて、放送前に、放送予定のVTRからその表現の字幕等をすべて削除する措置を取り、申立人が不快感を持ったことに対してお詫びをし、放送終了時には放送した内容については問題ないとの言葉を得たと述べている。

このように、本件では、新聞のラ・テ欄の表記による名誉・プライバシーの侵害、放送倫理違反が申し立てられており、これが放送による人権等権利の侵害の申立てといえるか否かについては、考慮の余地がある。

そこで、この点について検討すると、新聞のラ・テ欄の表記は、放送内容を視聴者に告知するものとして番組担当者によって一定字数内で原稿が用意され、そのままラ・テ欄に掲載されることが通例である。そのことからすると、新聞のラ・テ欄の表記は、放送そのものではないが、放送内容と一体のものとして扱われているといえる。したがって、新聞のラ・テ欄の表記による権利侵害あるいは放送倫理違反の申立ても、放送による権利侵害ないし放送倫理違反と同じく、本委員会の審理対象となるものと判断する。

## 2. 名誉・プライバシーの侵害の主張について

申立人は、本件において、離婚と再婚の事実などできるだけ公表して欲しくなかった家庭の事情が公表されたことにより、名誉・プライバシーが侵害されたと主張している。しかしながら、離婚と再婚が事実であり、かつ、申立人自身が家族とともに出演することに同意し、放送のなかで自ら離婚を認め、再婚相手もその間の事情を隠すことなくインタビューに答えている以上、本件放送に名誉・プライバシーの違法な侵害があったとは認められない。

確かに、離婚という事実は人の社会的評価にかかわり、現在の社会通念に照らせば、マイナスの評価を受ける可能性があるといえ、その限りで、本件放送が申立人の社会的評価に影響を与えた可能性は否定できない。しかし、離婚したことが事実である以上、仮に申立人の社会的評価に影響を与えたとしても、そのことをもって本件放送に違法性があるとはいえない。

また、離婚や再婚は人の私生活上の事柄であり、しかも、申立人の立場に立った場合に、できるだけ公表して欲しくなかった事柄であろうこと、公表されることによって心理的な負担、不安を覚えたであろうことも認められる。しかしながら、この点についても、申立人自身が家族とともに出演することに同意し、放送のなかで自らの離婚と再婚の事実を語っている以上、本件放送に違法なプライバシー侵害があったともいえない。

さらに、申立人は、出演依頼時の企画内容と放送された内容が大きく異なってお

り、出演条件の内容とは違ったものになり、しかも企画内容の変更について説明も受けていないと主張している。その主張は、放送内容についての申立人の期待と信頼が侵害され、出演するか否かの意思決定の自由の前提となる説明を受ける権利を侵害されたという趣旨のものと思われる。

確かに、出演者には、企画内容について説明を受け、出演するか否かの意思決定の自由が認められる。一方、被申立人の側にも、放送番組編集の自由が認められるところである。後述するように、本件放送に至る諸事情を総合的に考慮すると、被申立人の側に申立人主張のような違法があったとは認められない。

### 3．放送倫理違反の主張について

日本民間放送連盟とNHKが定めた放送倫理基本綱領には、「放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようにつとめる。」とうたわれている。新聞のラ・テ欄における「バツイチ」という表現は、本人が自ら表明する場合はともかく、他人の離婚経験について述べる表現としてはデリカシーに欠けるものがあることは否定できない。しかしながら、現在の日本では、離婚は珍しいものではなくなりつつあり、放送番組のなかや新聞のラ・テ欄の表記にもしばしば「バツイチ」の表現が登場している事実がある。そうした時代的背景を考慮すれば、「バツイチ」という表現が、直ちに放送倫理基本綱領が求める「適正な言葉」、「品位ある表現」に反するとまではいえないであろうと判断する。

また、申立人は、出演依頼時の企画内容と放送された内容が大きく異なり、企画段階では「自然の中での暮らし方」がメインテーマであったはずで、家族の露出はできるだけ少なくしてもらおうことが出演の条件であったのに、実際に放送された内容は「家族愛」がテーマになっていたと指摘し、この点についても、放送倫理違反があったと主張している。これに対して、被申立人は、「自然の中で生活する5人家族」というテーマに変更はなく、もし家族をできるだけ出さないという条件であったならば、そもそも本企画が成立しなかったと反論している。確かに、スタジオ収録時に視聴されたVTRにあった雪の積もった畑でのてん菜採りのシーンや子どもたちとのそり遊びのシーンが、実際の放送においてはカットされた。この点について、申立人は、当初の出演の条件と違った内容になっていると主張し、被申立人は、純粹に放送時間内に収めるための編集作業の結果であり、企画内容に変更があったわけではないとしている。

しかし、申立人が企画内容の変更だと主張するカットされた二つのシーンは、いずれも家族や子どもの登場が不可欠なシーンであり申立人の主張にも矛盾があること、また、申立人が署名している「出演同意書」に番組の構成上及び放送時間の都

合上、申立人出演部分を放送できない場合もしくは変更する場合がある旨が明記されていること、さらに、被申立人の側に放送番組編集の自由が認められていること（放送法3条）などを考慮すると、これをもって放送倫理に違反したということとはできないと判断する。

なお、被申立人の企画意図とそれについての申立人の理解ないし期待との間に隔たりがあったことは確かである。この点に関して、申立人は、放送番組の制作等については不慣れな一般人であり、加えて、日本で長く生活しているとはいえ、外国人であって日本語の理解が必ずしも十分ではなかった点を考慮すると、番組の企画趣旨等について、被申立人の側においてより十分な説明をすることが望ましかったといえる。

さらに、申立人は、子どもたちに対して過剰な演出があり、この点でも放送倫理に反する事実があったと主張している。一つは、二人の子どもが両親にあてて手紙を書くシーンで、スタッフの誘導があったと主張し、いま一つは、エンディングのシーンで、長男が両親への手紙を朗読中に「涙で言葉が詰まってしまう」というテロップとナレーションが付されたシーンが事実と異なると主張している。放送では午前9時と表記されたが、実際には午前7時すぎの時間で、子どもたちは起きたばかりでまだ十分に目覚めていなかったためにうまく朗読ができず、しかも、その日は気温が低く非常に寒かったために涙目になっていたのであり、事実と異なると主張している。

この点に関し、被申立人は、手紙を書くシーンについてはスタッフがアドバイスをしたが、過剰な演出はしておらず、また、別れのシーンの時刻については誤りであったが、手紙の朗読中の涙については、現場にいた制作者が見て、感じたままを表現したものであると反論している。

別れの時刻の表記について誤りがあり、朗読中の涙の意味の理解について仮に正確でなかったとしても、本件放送が伝えようとした基本的事実について誤りがあったとはいえないから、この点についても、過剰な演出により放送倫理に違反したとまではいえないと判断する。

#### 4. 結論

申立人は、離婚と再婚の事実などできるだけ公表して欲しくなかった家庭の事情が公表されたことにより、名誉・プライバシーが侵害されたと主張している。しかし、離婚と再婚が事実であり、かつ、申立人自身が家族とともに出演することに同意し、放送のなかで自ら離婚を認め、再婚相手もその間の事情を隠すことなくインタビューに答えているので、本件放送に名誉・プライバシーの違法な侵害があった

とは認められない。また、新聞のラ・テ欄において「バツイチ」と表記した点、出演依頼時の企画内容と放送された内容が大きく異なる点、子どもたちに対する過剰な演出がなされた点において放送倫理違反があったとの主張については、いずれも、放送倫理に反するとまではいえないと判断する。

ただし、申立人が、放送番組の制作等については不慣れな一般人であり、加えて、外国人であって日本語の理解にも必ずしも十分ではなかった点を考慮すると、番組の企画の趣旨等について、より十分な説明が望ましかったといえる。また、本件放送のラ・テ欄の「バツイチ」という表記は、多様な受け止め方をされるおそれのある表現であり、そのために、出演者が困惑し、隣人たちの誤解をおそれたことも十分に理解される。ラ・テ欄の表記が放送内容と一体のものであることを考えると、放送局には、ラ・テ欄においても、いっそう「適正な言葉」と「品位ある表現」を用いるよう心がけることを要望したい。

・審理経過

審理経過は下記の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2007年2月23日	申立人から、BRCに「苦情申立書」が届く
	苦情内容を被申立人・テレビ朝日に連絡
2月27日	申立人より話し合い決裂との連絡あり、申立書正式受理
3月12日	被申立人、「経過説明書」と「当該番組VTR」を提出
3月20日	第121回委員会で審理入りを決定
3月29日	被申立人、「答弁書」を提出、同日申立人に送付
4月 2日	申立人、「反論書」を提出、同日申立人に送付
4月 6日	被申立人、「再答弁書」を提出、同日申立人に送付
4月17日	第122回委員会、実質審理に入る
5月15日	第123回委員会、ヒアリング並びに審理
6月 6日	起草委員会、「起草委員会」案を協議
6月19日	第124回委員会、「委員会決定」案を了承
6月26日	「決定」を通知・公表